

## 第3章 赤ちゃんが生まれたら…



### 1. 出生届

【問合せ先】市民課 戸籍係/TEL:525-3733

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に市民課または各支所・出張所まで出生届を提出してください。

#### ★ すこやか手帳

【問合せ先】保健所 保健予防課 感染症対策係/TEL:572-3152

「すこやか手帳」は乳幼児健康診査票や予防接種予診票の問診票がセットになった冊子です。福島市内で出生届出された方には窓口で「すこやか手帳」が交付されます。市外で届出をされた方は、市民課・各支所窓口でお渡しします。

#### ★ 福島市えがお赤ちゃん訪問連絡票

【問合せ先】こども家庭課 母子保健係/TEL:525-7671

おおむね2か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に、保健師または助産師が訪問します。早めの訪問を希望する方はご連絡ください。

※出生届を市外で提出された方、2500g未滿で生まれた赤ちゃんについては、上記問合せ先にご連絡ください。

#### ★ 福島市こんにちは赤ちゃん訪問連絡票

【問合せ先】保健所 健康推進課 地域保健第二係/TEL:572-3120

出生届提出の際に、「福島市こんにちは赤ちゃん訪問連絡票」の記入をお願いします。えがお赤ちゃん訪問の後に、地域の子育て経験者である市の委嘱を受けた「こんにちは赤ちゃん応援隊」が訪問し、地域の子育て情報などをお届けします。

### 2. 母と子の健康支援

#### ★ 産後ケア事業

【問合せ・申し込み先】こども家庭課 母子保健係/TEL:525-7671

育児に不安がある場合や、産後に十分な支援を受けられない場合に、からだを休めたり、育児の相談をしたりできます。

- ・種類…医療機関等での宿泊(ショートステイ)、通所(デイケア)
- ・内容…母親の体調回復、休養/乳房のケア、授乳の相談/お世話の仕方の相談/お子さんの発育・発達の相談(いずれも自己負担があります ※非課税世帯は無料)

#### ★ 「子どもノート」の配付

【問合せ先】保健所 保健予防課 検診予防係/TEL:525-7680

福島市では、0歳～3歳までの子どもをもつ福島市国民健康保険に加入されている方を対象に、子育てを応援する「子どもノート」を配付しています。0歳から3歳の子どもの心や体の成長について、具体的な解説が掲載されており、育児の参考になる内容です。

赤ちゃんの保護者だけでなく、祖父母や地域の方にも配付しておりますので、上記担当まで問合せください。

#### ★ 乳幼児健康診査

【問合せ先】こども家庭課 母子保健係/TEL:525-7671

健やかな子どもの成長を支援することを目的として健康診査を行っています。(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の日程等は「市政だより」や福島市のホームページを参照してください)

健康診査時期	実施場所	内容
4か月児	登録医療機関	問診、身体計測、内科診察、保健相談
10か月児		
1歳6か月児	福島市保健福祉センター	問診、身体計測、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談
3歳児	福島市保健福祉センター	問診、身体計測、尿検査、歯科診察、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談、視覚(屈折)検査

#### ★ 任意予防接種

【問合せ先】各医療機関

定期予防接種以外で、個別に接種するものです。医療機関でご相談のうえ接種してください。(有料)

種別	対象者	回数	接種方法
インフルエンザ	生後6か月以上	13歳未滿は、2～4週間の間隔で2回	医療機関で個別接種
おたふくかぜ (流行性耳下腺)	生後12か月以上	2回接種が望ましい	医療機関で個別接種 ※一部公費助成(条件あり)

★ 定期予防接種 【問合せ先】保健所 保健予防課 感染症対策/TEL：572-3152

予防接種法に基づき実施します。

★ 小児科医師がいる医療機関 一覧

(令和5年9月現在)

* 番号	医療機関名	4か月児健診	10か月児健診	所在地	電話番号
1	いがらしキッズクリニック	○	○	三河南町	563-7686
2	おだニコニコこどもクリニック	○	○	泉	557-0415
3	いそめこどもクリニック	○	○	吉倉	545-2757
4	いちかわクリニック	○	○	南矢野目	554-2828
5	大原こどもクリニック	○	○	春日町	536-9598
6	大原総合病院	○	○	上町	526-0300(代)
7	おひさま子供クリニック	○	○	大森	544-1581
8	上松川診療所	○	○	北沢又	558-1111
9	こじま小児科医院	○	○	南沢又	558-2231
10	小関小児科医院	○	○	万世町	522-2908
11	須川診療所			野田町	531-6311
12	すやま小児科	○	○	御山町	534-3018
13	竹内こどもクリニック	○	○	北中央	533-4150
14	とみたキッズクリニック	○	○	黒岩	544-1777
15	とやのクリニック	○	○	鳥谷野	544-1122
16	ふくしま木もれ日クリニック	○	○	瀬上町	563-1860
17	福島赤十字病院	○	○	八島町	534-6101(代)
18	都小児科医院	○	○	東中央	535-2660
19	もり皮膚科小児科医院	○	○	大森	545-3268
20	わたり病院	○	○	渡利	521-2056(代)
21	福島県立医科大学附属病院			光が丘1	547-1111(代)

\*\* 診療時間・予防接種の予約などは、各医療機関に直接お問合せください\*\*

★ かかりつけ医をもちましよう

健康や子育てに関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる、小児科の「かかりつけ医」をもちましよう。気になることは、まずかかりつけ医に相談しましょう。

★ 夜間・休日急病診療所など

施設名	所在地	電話番号	診療日 及び 受付時間
福島市 夜間急病診療所	上町 5-6 上町テラスビル 2 階	525-7672	毎日 内科・外科 18:30～翌朝 7:00 小児科 18:30～22:00
福島市 休日救急歯科診療所	福島市 保健福祉センター1 階 (森合町 10-1)	525-7673	日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3) 9:00～11:30 / 13:00～16:30
福島県 子ども救急電話相談	福島県保健福祉部 地域医療課 (TEL：521-7221)	#8000 (固定電話プッシュ回線・携帯電話) 521-3790 (ひかり電話など上記につながらない場合)	毎日 19:00～翌朝 8:00 (通話料は、ご負担いただきます)

子どもの救急に関する 知っている则便利なホームページ

- ◇ 福島県「子どもの救急について」  
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/14390.pdf>)
- ◇ 公益社団法人 日本小児科学会 「ON LINE QQ こどもの救急」  
(<http://kodomo-qq.jp/>)

### 3. 出産・育児への経済的支援

#### ★ 出産・子育て応援給付金 【問合せ先】 こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

妊娠届出や出産届出を行った妊婦・子育て家庭に対する経済的支援として、「出産・子育て応援給付金」の支給を行います。

- ・対象者…令和4年4月1日以降に妊娠届出をされた方、または出産された方
  - ・所得要件…所得制限はありません
  - ・支給額…①妊娠届出時の申請⇒5万円 ②えがお赤ちゃん訪問（生後1～2か月）後の申請⇒5万円
  - ・申請手続…こども家庭課 母子保健係（妊娠届出時、えがお赤ちゃん訪問時に、それぞれ申請についてご案内します。）
  - ・必要書類…①本人確認書類（免許証、保険証等） ②受取口座情報（通帳、キャッシュカード等）
- ※えがお赤ちゃん訪問の日程については事前に担当の保健師、助産師からご連絡を差し上げます。  
※他自治体で既に支給を受けている場合は、申請できません。

#### ★ 出産育児一時金

- 【問合せ先】・福島市国民健康保険の方…福島市役所 国保年金課 総務給付係/TEL：525-3773  
・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917  
・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産される方が、妊娠12週(85日)以後に分娩した場合、出産費用を医療機関等に支払った後、医療保険者に申請することにより出産育児一時金が支給されます。

#### ★ 出産育児一時金直接支払制度・出産育児一時金受取代理制度

- 【問合せ先】・福島市国民健康保険の方…福島市役所 国保年金課 総務給付係/TEL：525-3773  
・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917  
・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産される方が、まとまった出産費用を医療機関等に支払う経済的負担を軽減するため、「出産育児一時金直接支払制度」「出産育児一時金受取代理制度」があります。

- ①「出産育児一時金直接支払制度」：出産育児一時金の支給申請と受け取りを出産される方に代わって医療機関等が行う制度です。
- ②「出産育児一時金受取代理制度」：出産される方が出産育児一時金の支給申請を行う際、出産育児一時金の受け取りを医療機関等に委任する制度です。

#### ★ 出産費用貸付金

- 【問合せ先】・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部 業務グループ/TEL：523-3917  
・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先又は健保組合・共済組合等にお問合せください。

出産育児一時金支給見込みの被保険者が属する世帯に、出産育児一時金等の8割相当額の貸付け(無利子)を行っています。直接支払制度や受取代理制度を利用しない方が、貸付金を受けることができます。

#### ★ 出産手当金

- 【問合せ先】勤務先、加入の健康保険制度  
・全国健康保険協会管掌健康保険の方…全国健康保険協会 福島支部業務グループ/TEL：523-3917  
・それ以外の社会保険・共済組合等の方…勤務先または健保組合・共済組合等にお問合せください。

健康保険の被保険者が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに支給される手当金です。退職した場合でも、一定の条件を満たせば受給できます。

#### ★ 産前産後休業期間中の健康保険・厚生年金保険料（共済組合掛金）免除制度

- 【問合せ先】勤務先、年金事務所、健康保険組合、共済組合  
・厚生年金保険加入の方…勤務先または東北福島年金事務所/TEL：535-0141  
・健康保険組合・共済組合加入の方…勤務先または健康保険組合・共済組合にお問合せください。

勤務先(事業主)からの届出により、産前産後休業期間(産前42日・多胎妊娠の場合は98日、産後56日のうち妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、健康保険・厚生年金保険料(共済組合加入の方は共済掛金)が免除される制度です。

#### ★ 国民年金保険料の産前産後期間免除制度

- 【問合せ先】・国保年金課 国民年金係/TEL：525-3738 ・東北福島年金事務所/TEL：535-0141

国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。

★ 18歳以下の子どもを対象とした国民健康保険税の負担軽減

【問合せ先】 国保年金課 国保資格係/TEL：525-3735

国民健康加入世帯に18歳以下の子どもが2人以上いる場合、2人目以降の子どもの均等割額が全額減免になります。対象となる場合、自動的に減免されるので、申請は不要です。

※対象にならない方…①前年の所得について、未申告者がいる世帯 ②国民健康保険加入者全員の所得合計が600万円を超える世帯

★ 育児休業給付金 【問合せ先】 ハローワーク福島 TEL：534-4121 (21#)

雇用保険の被保険者の方が1歳未満の子を養育するために育児休業を取得し、一定の要件を満たした場合、雇用保険から育児休業給付金が支給される制度があります。

★ 育児休業等期間中の健康保険・厚生年金保険料（共済組合掛金）免除制度

【問合せ先】 勤務先、年金事務所、健康保険組合、共済組合

・健康保険および厚生年金保険加入の方…東北福島年金事務所/TEL：535-0141

・共済組合加入の方…勤務先または共済組合にお問合せください。

勤務先(事業主)からの届出により、育児・介護休業法に基づく3歳未満の子を養育するための育児休業等期間について、健康保険・厚生年金保険料(共済組合加入の方は共済掛金)が免除される制度です。

★ 標準報酬月額 of 年金額計算への特例

【問合せ先】 勤務先、年金事務所、共済組合

・厚生年金保険加入の方…勤務先または東北福島年金事務所/TEL：535-0141

・共済組合加入の方…勤務先または共済組合にお問合せください。

3歳未満の子を養育する被保険者等の養育期間における標準報酬月額が、子を養育することとなった日の前月の標準報酬月額を下回る場合、勤務先(事業主)を通して(すでに退職している人は直接)届出することにより、実際の標準報酬月額ではなく、従前の標準報酬月額に基づいて将来の年金額が計算されます。

★ 児童手当 【問合せ先】 こども政策課 子育て給付係/TEL：572-7103

国県市と事業主が費用を負担し、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給しています。

- ・対象…中学校修了前の児童を養育している方
- ・所得要件…所得制限・所得上限限度額があり、父または母の所得が高い方で判定となります。  
所得上限限度額以上の方は支給されません
- ・支給月額…3歳未満：15,000円  
3歳以上小学校修了前の第1・2子：10,000円  
" 第3子以降：15,000円  
中学生：10,000円  
所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の方：児童一人につき5,000円



- ・申請手続…こども政策課 子育て給付係 及び各支所・出張所(西口行政サービスコーナーは除く)  
※児童手当の認定は、申請月の翌月からになります。  
※養育している方が公務員の場合は、勤務先での申請となります。  
※児童養護施設等入所または里親委託中の児童は、施設設置者または里親での申請になります。

○申請の手続は、次のものをお持ちください。

	請求者の健康保険証	請求者名義の金融機関の預金通帳	マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード
初めて手当を受ける場合・他市から転入した場合	○ (3歳未満の児童を養育する方のみ)	○	○
既に手当を受けていて、児童の数に変更がある場合	○ (3歳未満の児童を養育する方のみ)	/	/

※ただし、個別の状況により、上記以外のものが添付書類として必要になる場合があります。

★ 子ども医療費助成 【問合せ先】 共生社会推進課 医療助成係/TEL：525-3747

お子さんの健やかな成長を願って、18歳までのお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による負担金並びに入院時食事療養費定額負担金を助成しています。お子さんの保険証ができましたら、登録手続きをお願いします。

※対象…福島市内に住所があり、健康保険に加入している0歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども

★ **養育医療** 【問合せ先】 共生社会推進課 医療助成係/TEL：525-3747

出生時の体重が 2,000g 以下等で、医師が養育のために入院が必要と認めた未熟児(1歳未満)に対し、養育に必要な医療の給付を行う制度があります。

★ **新生児聴覚検査** 【問合せ先】 こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

聴覚障がい早期発見と適切な療育のため、新生児聴覚検査の費用を助成しています。妊産婦健康診査受診票と同じ冊子の「新生児聴覚検査受検票」にて、検査の種類や助成金額をご確認ください。

★ **小児慢性特定疾病医療費助成** 【問合せ先】 こども家庭課 母子保健係/TEL：525-7671

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病に該当する 18歳未満の児童(18歳前に申請があった方については 20歳の誕生日前日まで)に対し、医療費の助成を行うものです。そのほか、小児慢性特定疾病に関する相談、日常生活用具給付、県外の指定医療機関受診の際の交通費一部助成などを行います。

★ **ベビーシート・チャイルドシートの無料貸し出し**

【問合せ先】 福島地区交通安全協会/TEL：524-1365

福島北地区交通安全協会(飯坂地区、笹谷地区、北信地区の一部)/TEL：553-0911

市内に住所がある方で、交通安全協会に加入されている会員の方に無料で貸し出しをするものです。貸し出し先は、交通安全協会に加入されている会員の方の住居地で異なります。詳しくは上記に問合せください。

## 4. 就職支援

★ **マザーズコーナー**

ハローワーク福島には、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、子ども連れで、お仕事探しや相談ができるマザーズコーナーがあります。予約による担当者制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援をします。

・ 開設場所…ハローワーク福島 1階 TEL：534-4121(41#)/所在地：狐塚 17-40

・ 利用時間…8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始を除く)

予約可能時間 10:00～16:00(利用希望前日から予約可能です)

★ **職業相談窓口**

福島市役所内に、ハローワークコーナーを設置し、働きたいけど仕事がなかなかみつからない、増収のための転職を考えているなど、求職者のニーズに応じた、きめ細やかな就職活動のサポートを行っています。担当者制による職業相談・紹介・あっせんを行っておりますので、お気軽にご利用ください。

・ 対象者…児童扶養手当を受給している方や失業など様々な理由により生活に困窮する方

・ 開設場所…生活福祉課内 TEL：531-4560(直通)/所在地：五老内町 3-1

・ 利用時間…月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

